

配置技術者等の雇用関係の確認書類変更について

【変更内容】

○3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類の変更

マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類として、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写し）」を追加します。

【適用日】

令和6年12月1日から適用。

（この件に関する問い合わせ先）

南あわじ市 総務企画部財務課 契約係

TEL 0799-43-5210

FAX 0799-43-5310